

京都市職員共済組合公告第12号

京都市職員共済組合定款の一部変更について
京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成27年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 塚本 稔

第1条 京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

第49条中「平成26年度」を「平成27年度」に改め、同条第1号中「1,569円」を「1,129円」に改め、同条第2号中「2,510円」を「1,806円」に改める。

第2条 京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

第45条第1項中「給料（運営規則で定める仮定給料を含む。以下同じ。）及び期末手当等（運営規則で定める仮定期末手当等を含む。以下同じ。）の額」を「標準報酬月額及び標準期末手当等の額」に、「次の各表」を「次の表」に改め、（1）の表及び（2）の表を削り、同項に次の表を加える。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		介護分	短期分	
一般組合員 市長組合員 特定消防組合員	1,000分の41.00	1,000分の5.20	1,000分の1.34	1,000分の41.00	1,000分の5.20	1,000分の1.34
長期組合員 市長長期組合員 特定消防長期組合員	1,000分の1.92	—	—	1,000分の1.92	—	—

第46条中「1,000分の127.20」を「1,000分の84.68」に、「1,000分の15.00」を「1,000分の10.40」に改める。

第48条中「長期経理」を「厚生年金保険経理，退職等年金経理，預託金管理経理」に改める。

附則第2項を次のように改める。

2 削除

附則第11項の次に次の1項を加える。

12 組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、附則第10項中「及び

基礎年金支払経理」とあるのは「，経過的長期経理及び基礎年金支払経理」として同項の規定を適用する。

附 則

- 1 この変更は，平成27年4月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，同年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第45条第1項，第46条及び附則第2項の規定は，平成27年10月分以降の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し，同年9月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については，なお従前の例による。
- 3 平成27年9月30日までに退職し，任意継続組合員の資格を取得した者に係る平成27年10月から平成28年3月までの間における任意継続掛金については，第2条の規定による変更後の第46条及び前項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)